

四 街 道 市
耐 震 改 修 促 進 計 画

平成20年3月策定
平成28年3月改定

四街道市建築課

目次

| | |
|-----------------------------------|-------|
| はじめに | ……P2 |
| 第1 基本計画 | |
| 1-1 計画策定の趣旨 | ……P3 |
| 第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 | |
| 2-1 想定される地震の規模、被害状況 | ……P4 |
| 2-2 耐震化の状況 | ……P4 |
| 2-3 耐震改修等の目標の設定 | ……P5 |
| 第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | |
| 3-1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針 | ……P6 |
| 3-2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要 | ……P6 |
| 3-3 重点的に耐震化すべき建築物及び区域 | ……P6 |
| 3-4 地震発生時に通行を確保すべき道路 | ……P7 |
| 3-5 避難路等の状況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備 | ……P7 |
| 3-6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要 | ……P7 |
| 第4 啓発及び知識の普及 | |
| 4-1 地震ハザードマップの作成・公表 | ……P8 |
| 4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実 | ……P8 |
| 4-3 パンフレットの配布 | ……P9 |
| 4-4 耐震相談等の実施 | ……P10 |
| 4-5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 | ……P10 |
| 4-6 家具の転倒防止策の推進 | ……P10 |
| 4-7 自治会等との連携に関する事項 | ……P10 |
| 第5 所管行政庁との連携 | |
| 5-1 所管行政庁との連携 | ……P11 |
| 第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 | |
| 6-1 関連団体との連携 | ……P11 |
| 6-2 その他 | ……P11 |

はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)」が制定されました。

当市においては、平成9年3月に策定された「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」に基づいて、平成17年2月に「四街道市耐震改修促進実施計画」を策定しました。

その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされ、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画」が策定されました。これを受け、「四街道市耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)を策定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

平成23年3月には、最大震度7の東日本大震災が発生しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに、南海トラフ地震及び首都直下地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、平成25年11月の法改正で、都道府県耐震改修促進計画の速やかな改定が求められていることや、本計画に新たな耐震化の目標を設定する必要があることから、改定することとしました。

県、市、市民等が連携を図り、当市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

第1 基本方針

1-1 計画策定の趣旨

本計画は、法第6条の規定により策定するものです。

本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)及び「千葉県耐震改修促進計画」(以下「千葉県計画」という。)に基づき、「四街道市地域防災計画 震災編(平成25年度版)」(以下「市防災計画」という。)と整合性を図り、平成32年度を目標に今後5年間に市所有建築物及び住宅、特定建築物等の、耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標値を達成するために必要な施策等を定めるものです。

市は、本計画に基づき千葉県(以下「県」という。)と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していくこととします。

なお、国、県等所有の公共建築物については、国、県等において計画的に耐震改修等の促進を図るため、原則として本計画の対象から除外します。本計画において定めた耐震化率の目標値等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

| [四街道市耐震改修促進計画の位置付け] | |
|---------------------|------------|
| 耐震改修促進法 | 災害対策基本法 |
| ↓ | ↓ |
| 基本方針 | 千葉県地域防災計画 |
| ↓ | ↓ 四街道市総合計画 |
| 千葉県耐震改修促進計画 | 四街道市地域防災計画 |
| ↓ | ↓ |
| 四街道市耐震改修促進計画 | |

第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

2-1 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 想定される地震の規模等

市防災計画においては、千葉県の想定地震のうち当市に最も大きな被害が予測される東京湾北部地震(M7.3)を想定地震と設定しています。

(2) 被害の特徴

① 地震動

市における地震動の強さは震度5強から6弱で、市のほとんどに震度6弱の強い揺れが想定される。

② 液状化

市には液状化発生の危険性が一番高いランクである「しやすい」地域は存在しない。市内で液状化現象が発生する危険性がある地域は、主に小名木川、鹿島川、上手線川、並木川周辺の低地である。液状化しやすさの程度は、地震動の強さや地下水位の深さによって影響を受ける。

(3) 被害の概要

① 建物被害

建物被害は、全建物28,988棟の内、全壊・半壊の被害総数棟3,571棟に及ぶ。これは、全建物棟数の約12%に相当する。特に、昭和55年以前の老朽木造割合の高い小名木、山梨、四街道3丁目などでは、全壊・半壊する建物被害率が20%を超えるなど、新耐震基準以前に建てられた建物の耐震化を進める必要がある。

市では、昭和40年代後半から土地区画整理がなされている。特に、物井、成山などといった地域では現在も施行中であり、建物の耐震化の向上が見受けられる。

② 人的被害

本市における人的被害は、死者24人、負傷者414人になり、避難生活者は11,659人と市全体の約2割となります。

市防災計画にて指定されている避難所収容人数の合計は、15,815人であり、全体では全ての避難者を収容することが可能ですが、学校区単位の収容と発生のバランスが崩れた場合、すべての避難者を収容できなくなります。

2-2 耐震化の現状

(1) 住宅

平成27年3月現在における住宅数は、約30,900棟(木造戸建住宅:約21,700棟、共同住宅その他の住宅:約9,200棟)です。

このうち、昭和56年以前のもは、約10,300棟(木造戸建住宅:約7,300棟、共同住宅その他の住宅:約3,000棟)です。

住宅全体の耐震化率(※1)は約79%です。

(※1) 本計画における耐震化率とは、住宅全体、特定建築物全体に対する耐震性があるものの割合を指しています。

(2) 特定建築物

特定建築物(※2)の棟数は、市所有建築物が108棟、民間建築物が107棟をあわせて215棟です。

このうち、昭和56年以前のもは、市所有建築物が62棟(資料1)、民間建築物が16棟をあわせて78棟

です。

特定建築物全体の耐震化率は、約96%で、市所有建築物が約97%、民間建築物が約96%です。

(※2) 本計画における特定建築物とは、法第14条第1号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数のものが利用する建築物と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物です。

(3) 市所有建築物(平成26年6月現在)

平成26年における市所有建築物の総数は、333棟であり、その内、昭和56年以前のは、160棟です。

市所有防災施設等(※3)の棟数は22棟で、このうち、昭和56年以前のは、10棟(資料2)です。

市所有防災施設等の耐震化率は、約86パーセントです。

(※3) 本計画における市所有防災施設等とは、市防災計画において防災拠点及び避難所、ライフライン施設等の防災上重要な建築物で非木造の2階以上又は床面積の合計が200㎡を超える建築物です。(特定建築物は除きます。)

表－1耐震化の現状(平成27年3月現在)

| 区分 | 総数 | うち昭和56年以前 | 耐震化率 | |
|----------|----------|-----------|------|------|
| 住宅 | 約30,900棟 | 約10,300棟 | 約79% | |
| 特定建築物 | 市所有 | 108棟 | 62棟 | 約97% |
| | 民間 | 107棟 | 16棟 | 約96% |
| | 合計 | 215棟 | 78棟 | 約96% |
| 市所有防災施設等 | 22棟 | 10棟 | 約86% | |

2-3耐震改修等の目標の設定

平成20年3月に策定した本計画では、住宅及び特定建築物の平成27年度における目標は90%としました。平成28年3月の改定に当たっては、基本方針や首都直下地震緊急推進基本計画等を踏まえ、平成32年度における目標は95%とします。

(1) 市所有建築物

災害時において、市庁舎や小中学校等の市所有建築物では被害情報収集や災害対策指示及び、避難場所等の応急活動の拠点として多く活用されることとなります。

このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも市所有建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むものとします。

①整備方針

市所有建築物の耐震化は、特定建築物(資料1)及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等(資料2)を優先的に整備するものとします。特に、特定建築物のうち、防災上重要な建築物である防災拠点及び避難施設については、優先的に整備するものとします。

また、その他の建築物については、建物の用途、構造耐震指標値(Is値)、構造、規模等を考慮して整備を行うものとします。

市は、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、国庫補助金の助成制度等を活用して、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとします。

②整備目標

特定建築物については、平成32年度までに全ての施設の耐震改修を行うことを目指します。

(2) 民間建築物

民間建築物に関わる地震対策は、建築物の所有者等が自己の責任において、自らの建築物の安全性を確保することが原則であり、耐震改修促進法における特定建築物の所有者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

市及び県は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援するという観点から、本計画及び千葉県計画に基づき、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援等、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進し、設定した住宅及び特定建築物の耐震化率を目指します。

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

3-1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

市は、県や建築関連団体と十分な連携を図り、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供、耐震化の支援策等の措置を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。

市は、既存建築物等の耐震化を促進するため、建築物の所有者が行う耐震診断及び耐震改修に対する支援をします。

市は、特定行政庁である県が、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、特定建築物の所有者に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う場合、県と連携を図り協力していくものとします。

住宅及び特定建築物の所有者等は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めることが必要です。

3-2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により相当の費用を要すことから、建築物の耐震化の促進を図るためには、所有者等の費用負担の軽減や環境の整備など、耐震改修を実施する上で阻害要因となる課題を解決していくことが必要です。

(1) 支援策の概要

市は、木造住宅の耐震化の促進を図るため、平成17年4月より「四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱」及び平成21年4月より「四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱」を策定しております。今後も制度の普及及び啓発に努め木造住宅の耐震化の促進を図ります。

なお、国の税制の普及や耐震改修促進法の規定に基づく耐震改修支援センターが行なう業務の情報提供についても併せて実施していきます。

(2) 特定優良賃貸住宅の空家紹介

住宅の耐震関連工事の内容によっては、工事期間中、当該住宅を居住の用に供することができなくなってしまうケースがあり、仮住居を円滑に確保できる見込みがないことが、耐震関連工事を実施する上で障害となってしまうことがあります。

そこで、住宅の耐震改修等の実施に伴い仮住居を必要とする者に対して、特定優良賃貸住宅の空家を一定期間賃貸することができるように、市は県と連携を図り支援します。

3-3 重点的に耐震化すべき建築物及び区域

市防災計画において、想定地震である東京湾北部地震の揺れ及び液状化による建築物の被害予測は、四街道駅周辺及び比較的古くから小規模な開発により拡大した住宅街で、木造建物の全壊・半壊被害が多い予測となっています。

市防災計画では、木造密集住宅地の解消が災害につよいまちづくりの推進に重要な役割を果たす、と位置付けており、また、千葉県計画の「重点的に耐震化すべき区域」においても、市は市耐震改修促進計画を策定するにあたり、震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等について、重点的に耐震化の促進を図る区域として定めるべき、と位置付けられています。

このことを踏まえ、本計画における重点的に耐震化すべき建築物を木造住宅と定め、ならびに、本計画における重点的に耐震化すべき区域を下表のとおりに定めます。

表-2重点的に耐震化すべき区域

| 区・自治会 | | | | |
|---------|--------|-----------|--------|---------|
| みそら | 旭ヶ丘 | 第2グリーンタウン | 三才 | わらびが丘 |
| 和良比 | 和良比西 | 鹿渡1区 | 鹿渡2区 | 向南台 |
| 四街道1区 | 四街道2区 | 四街道3区 | 四街道4区 | 下志津新田 |
| さつきが丘 | 花園 | 新生 | 北園 | さちが丘1丁目 |
| さちが丘2丁目 | つくし座 | すみれ台 | くりやま台 | 半台 |
| 栗山新町 | 電電栗山 | 桜ヶ丘 | 桜ヶ丘中央 | 緑ヶ丘 |
| 千代田1丁目 | 千代田2丁目 | 千代田3丁目 | 千代田4丁目 | 千代田5丁目 |
| 物井2区 | | | | |

3-4地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたさぬよう、地震時に通行を確保すべき道路を次のとおり指定し、沿道の建築物の耐震化を図ります。

(1)千葉県地域防災計画において本市域で指定されている緊急輸送道路

- ①国道51号
- ②県道千葉臼井印西線
- ③県道浜野四街道長沼線

※東関東自動車道水戸線は沿道に道路を閉塞させる建築物が存在しないため除外

(2)市防災計画において指定されている緊急輸送道路

3-5避難路等の状況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備します。

これに基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

3-6地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1)エレベーター及びエスカレーターへの安全対策

建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められたり、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。

エレベーターやエスカレーターは、建築基準法により主に特定行政庁である県への報告が義務付けられており、また、千葉県計画においても、特定行政庁は、エレベーターやエスカレーター設備に関する報告等の機会を捉えて、所有者等に対し、安全対策を講ずるよう指導するものとなっています。

市は建築基準法による報告制度を周知・啓発することにより、県と連携を図りこれをもって安全対策に寄与することとします。

(2)各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。千葉県計画では、このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促し、また、特に通行人が多いと考えられる場所は、建築防災週間等の際に所有者等に点検、改善を促すも

のとしています。

市は建築基準法による建築物の報告制度を周知・啓発し、また、建築防災週間等の際には県と連携を図り協力することにより、各種落下物対策に寄与することとします。

(3)天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。

市は建築基準法による建築物の報告制度を周知・啓発し、また、建築防災週間等の際には県と連携を図り協力することにより、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対策に寄与することとします。

(4)ブロック塀対策の推進

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。

市は、県と連携を図り、建築確認申請において基準を満たさないブロック塀等の是正指導及び点検や補強方法を記載したパンフレットの配布、生垣助成制度等の普及・啓発に努め、危険なブロック塀の撤去、改善を図ります。

第4 啓発及び知識の普及

4-1 地震ハザードマップの作成・公表

市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)を作成し公表します。

地震ハザードマップは、地震による揺れやすさや被害率分布等について、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとします。

4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1)耐震相談窓口の設置

市は平成17年2月より、建築物の所有者等に対して耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を建築課に設置しています。また、必要に応じて県や(公社)千葉県建築士事務所協会、建築関連団体と連携を図り対応します。

①設置場所

- ・四街道市都市部建築課
- ・千葉県県土整備部建築指導課
- ・印旛土木事務所 建築課
- ・住まい情報プラザ
- ・(公社)千葉県建築士事務所協会
- ・(一社)千葉県建築士会
- ・(公社)日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会
- ・(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉
- ・(一社)千葉県設備設計事務所協会
- ・(一社)日本建築学会関東支部千葉支所

②相談内容

ア 市及び県

- ・耐震診断及び耐震改修等の仕組み
- ・耐震改修促進法に関する説明
- ・耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の説明
- ・耐震診断及び耐震改修の標準的な費用 等

イ 住まい情報プラザ

- ・耐震診断及び耐震改修等の相談先の案内
- ・耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の案内 等

ウ (公社)千葉県建築士事務所協会、(一社)千葉県建築士会、(公社)日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉、(一社)千葉県設備設計事務所協会、(一社)日本建築学会関東支部千葉支所

- ・耐震診断及び耐震改修等の技術的内容に関する相談
- ・具体的事例に基づく耐震診断及び耐震改修等の費用
- ・耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介 等

(2)所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

市は県と連携を図り建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請します。

4-3 パンフレットの配布

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われたところでした。

地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策をとることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて市民に周知していく必要があります。

(1)パンフレットの配布

建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためパンフレット等を常備し、耐震相談窓口や耐震相談会等で配布をします。

啓発用パンフレット

○木造住宅関係

- ・誰でもできるわが家の耐震診断
- ・地震に備え、わが家の耐震(木造住宅編)
- ・一般診断法による診断の手引き

○鉄骨造、鉄筋コンクリート造関係

- ・地震に備え、専門家による耐震診断を受けましょう(鉄骨造、鉄筋コンクリート造編)

○その他

- ・災害に強い街づくりのためにーブロック塀・石塀の正しい施工方法ー

4-4 耐震相談等の実施

市は、木造住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について市民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修を促すために、過去の震災時期に合わせて「わが家の耐震相談会」を建築関連団体等と連携して実施します。

耐震相談会の内容は建築物の所有者等の耐震化に関する知識の普及、啓発を図ることを目的とし、建築関連団体等に所属の建築士等による講習会や個別相談会、その他耐震に関する展示物や映像等を実施し、あわせて市の耐震関連補助制度の普及・啓発を図ります。

耐震相談にあたっては、市民への直接的な普及・啓発が重要なことから窓口・電話相談の強化や市民訪問など直接的な働きかけを実施していくものとします。

また、耐震相談は年間50件程度を目安に実施し、重点的に耐震化すべき区域から順次計画的に地域を定め実施していくものとします。

4-5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。

市は県と連携を図り、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法や新たな工法等を、パンフレットやホームページでより広く情報提供するとともに、安心してリフォーム工事を実施できるよう関係団体と連携し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

4-6 家具の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

市は県と連携を図り、パンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

4-7 区・自治会等との連携に関する事項

耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。

災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組むことが重要です。

市は、区・自治会の地域特性を踏まえた耐震相談会の開催やパンフレット配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図ります。

また、地域に根ざした専門家や事業者、NPOとも連携を図り、建築物の耐震改修の促進に努めます。

第5 所管行政庁との連携

5-1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を推進していく必要があります。

そのため、耐震改修促進法で規定されている建築物の用途及び規模に該当する特定建築物の所有者に対して、所管行政庁は必要に応じ指導、助言、指示及び公表等を実施する場合があります。また、指導、助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁によって認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行う場合もあります。

市は所管行政庁である県と十分に連絡調整を行い連携を図りながら、建築物の耐震化の促進のための施策や特定建築物の所有者に対する指導、助言等を実施していくものとします。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

6-1 関連団体との連携

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

千葉県では、地震時の災害に備え、県及び市の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため「千葉県建築防災連絡協議会」が設置されています。

当市も構成員として協議会に参画しており、本計画を実施するため、耐震診断及び耐震改修等に関わる情報収集及び連絡調整等に努め耐震化を促進していきます。

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

千葉県では、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために、県内の特定行政庁により組織された「千葉県特定行政庁連絡協議会」が設置されています。

当市も構成員として協議会に参画しており、本計画を実施するため、既存建築物の地震対策について意見交換及び情報収集に努め、特定行政庁である県と連携を図りながら既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進していきます。

(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議

千葉県内にある建築関連団体((一社)千葉県建築士会、(公社)千葉県建築士事務所協会、(公社)日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉、(一社)千葉県設備設計事務所協会、(一社)日本建築学会関東甲信越支部千葉支所)により「千葉県建築設計関連六団体連絡会議」が組織されています。

市は県と連携を図り、当会議を通じて、耐震診断及び耐震改修実施に対する協力体制の整備等を依頼し、円滑に耐震診断及び耐震改修が行われるようにします。

6-2 その他

本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。